

## 主 文

本件各上告を棄却する。

被告人らに対し、当審における未決勾留日数中各四〇日を、それぞれその本刑に算入する。

## 理 由

被告人らの弁護人藤堂真二、同開原真弓の上告趣意第一は、憲法三八条三項違反をいうが、原審でなんら主張、判断を経ていない事項に関する違憲の主張であり、同第二は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

被告人らの弁護人井上正治の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

被告人Aの弁護人山口高明の上告趣意第一点は、憲法三一条違反及び判例違反をいう点をも含め、実質は、すべて、刑法六〇条の解釈、適用の誤りをいう単なる法令違反の主張であり、同第二点のうち、憲法三八条二項、三一条違反をいう点は、記録によれば、所論各供述の任意性を疑うべき証跡はないから、前提を欠き、その余は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

被告人Bの弁護人樋口文男の上告趣意第一点は、量刑不当の主張であり、同第二点は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一〇月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大 塚 喜一郎
裁判官	岡 原 昌 男
裁判官	吉 田 豊

裁判官 本 林 讓  
裁判官 栗 本 一 夫